

第73回作業部会での基本要綱及び規約の再検討内容

1. 第34回 Lアラート運営諮問委員会で、消防庁に関わる Lアラート基本要綱と規約の改正について継続検討としていました。

第73回作業部会にて FMMC より案(主に情報仲介者の定義と役割)を提示させていただきましたが、いくつか課題があり、その経緯を説明させていただきつつ改正案をご提示させていただきます。

2. 第73回作業部会での課題(Lアラート基本要綱及びLアラートサービス利用規約の改正)

- ・情報仲介者の定義や役割があいまいである。
- ・既存利用者への影響をわかりやすく説明すべきである。

(第73回作業部会資料抜粋)

情報仲介者の定義を追加する。

(情報仲介者)

第 6 条の 2 「情報発信者」からの災害等公共情報を一元的に集約し、XML 仕様に基づいてその情報を情報伝達者に向けて仲介する者を「情報仲介者」と言う。

情報仲介者は、自らが中継する情報について情報連携の責任を負う。

情報仲介者は、地方公共団体からの災害等公共情報を集約する都道府県及び消防庁、河川情報を集約する河川情報センターの他、財団が該当する。

(情報仲介者の責務)

第 32 条の 2 情報発信者または情報発信者の情報を中継してきた情報仲介者と提供先間の情報連携の責任を負うものとします。

3. 課題への対応

- ・情報仲介者の定義や役割があいまいである。

→これまでの説明や資料では、情報仲介者を広範囲に定義していましたが、有識者からのご意見を踏まえ、今回の基本要綱／規約ではその範囲を「自ら情報の発信は行わず」と限定しました。

これにより、現時点での情報仲介者は消防庁が対象となります。

また役割については、再見直しかつ研修や訓練への協力についての記述を追加しています。

(以下の資料で説明しています)

資料 36-1-1 Lアラート基本要綱の改正事項 NO.1

資料 36-1-2 Lアラートサービス利用規約の改正事項 NO1. NO.2 NO.3

- ・既存利用者への影響をわかりやすく説明すべきである。
→情報仲介者として消防庁が追加となります。 利用者の皆様には実務上の影響はありません。

4. 課題以外への対応

- ・現行規定では、協力事業者は情報伝達者にのみ情報提供が可能ですが、これを特別利用者へ広げる改定を前回作業部会で提案していました。本件については、協力事業者との契約書への影響を精査する必要があるため、再検討とします。

- ・現行規定では、情報伝達者は地域住民への情報提供(BtoC)を前提とした規定になっており、企業団体(BtoB)へ情報提供はできないこととなっているが、これを災害支援企業等へ情報提供を可能とする改正を前回作業部会で提案しておりました。本件については、情報提供できる企業の範囲や情報伝達方法等について影響を精査する必要があるため、再検討とします。

(以下の資料で説明しています)

資料 36-1-1 Lアラート基本要綱の改正事項 NO.4

資料 36-1-2 Lアラートサービス利用規約の改正事項 NO.9 NO.10

- ・また、今回の改正以外でご指摘をいただいている既存文面への対応は、内容をまとめて次年度以降の諮問委員会や作業部会での検討事項とします。

以上